

総合社会情報研究科学位申請手続及び審査経路

博士論文（課程修了によるもの）

学位論文が満たすべき水準

総合社会情報研究科における論文の審査については、総合社会情報研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。

(学位論文審査基準)

- ① 研究主題，理論，研究方法，情報収集・処理の妥当性
- ② 論旨の明確性および独創性
- ③ 論文の統合性および論証の一貫性
- ④ 構成，形式，表現，表記の適切性
- ⑤ 研究成果の学際性および超域性
- ⑥ 当該学術分野における評価と貢献度
- ⑦ 国内外に向けての発信情報としての可能性

(学位申請要件)

- ① 本研究科博士後期課程に1年以上在学していて、専攻科目について所定の単位を修得又は修得見込で、所定の研究指導を受けている者。
- ② 本研究科博士後期課程を満期退学した者（満期退学後3年以内で、在籍期間が通算して6年未満であること）で、課程博士の学位申請論文の提出を前提に再入学を許可された者。

上記の者で、次のいずれかを満たしていること

- ・ 査読付論文（原著論文）を2編以上刊行していること
- ・ 査読付論文（原著論文）を1編刊行し、原著以外の査読付論文を1編以上刊行していること
- ・ 査読付論文（原著論文）を1編刊行し、かつ紀要論文2編以上を刊行していること
- ・ 紀要論文を5編以上刊行していること
- ・ 学術上価値があると認められる著書を1冊以上刊行していること

(学位申請論文の審査)

- ① 毎年11月に審査会を設ける。
- ② 審査員は、分科委員会の委員2名を含む3名以上とする。ただし、必要と認める場合は、本研究科の非常勤講師，他の研究科の教員，又は他大学の教員及び研究機関の研究員等を審査委員とすることができる。
- ③ 主査は指導教授とする。
- ④ 審査委員会は、論文の審査及び最終試験を行なう。

博士論文（論文提出によるもの）

学位論文が満たすべき水準

総合社会情報研究科における論文の審査については、総合社会情報研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。

（学位論文審査基準）

- ① 研究主題，理論，研究方法，情報収集・処理の妥当性
- ② 論旨の明確性および独創性
- ③ 論文の統合性および論証の一貫性
- ④ 構成，形式，表現，表記の適切性
- ⑤ 研究成果の学際性および超域性
- ⑥ 当該学術分野における評価と貢献度
- ⑦ 国内外に向けての発信情報としての可能性

（学位申請の要件）

- ① 本研究科博士後期課程を単位修得満期退学した者
- ② その他本研究科分科委員会で特に認めた者

上記の者で、次のいずれかを満たしていること

- ・ 査読付き学術論文を4編以上刊行していること
- ・ 査読付き学術論文を2編刊行し、かつ紀要論文4編以上を刊行していること
- ・ 紀要論文を10編以上刊行していること
- ・ 学術上価値があると認められる著書を2冊以上刊行していること

（学位申請論文の審査）

- ① 審査会を設ける。
- ② 審査員は、本研究科博士後期課程特別研究指導教員の主査1名、副査1名を含む3名以上を原則とする。必要があると認めるときは、本研究科の兼任教員、兼任教員、他の研究科の教員、本大学及び他大学の教員を副査として審査員に加えることができる。
- ③ 試験は、論文を中心として、これに関連ある学科目について行う。
- ④ 試問は、口頭試問及び筆答試問により、専攻学術に関し、本研究科において博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有することを、確認するために行う。

修士論文

<国際情報専攻>

学位論文が満たすべき水準

本研究科国際情報専攻における論文の審査については、同専攻のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。

【学修成果の判断基準】

- ①専攻科目について24単位以上の修得
- ②特別研究において必要な研究指導を受ける
- ③修士論文審査及び最終試験

【修士論文の審査基準】

- ①研究目的、理論、研究方法、情報収集・処理の妥当性
- ②論旨の明確性および独創性
- ③論文の統合性および論証の一貫性
- ④研究成果の有意義性
- ⑤構成、形式、表現、表記の適切性

審査体制

大学院担当教員2名以上で行う。

審査方法

論文審査及び最終試験（口述試問）により行う。

<文化情報専攻>

本研究科文化情報専攻における論文の審査については、同専攻のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。

【学修成果の判断基準】

- ①専攻科目について24単位以上の修得
- ②特別研究において必要な研究指導を受ける
- ③修士論文審査及び最終試験

修士論文の審査基準

- ①研究目的、理論、研究方法、情報収集・処理の妥当性
- ②論旨の明確性および独創性
- ③論文の統合性および論証の一貫性
- ④研究成果の有意義性
- ⑤構成、形式、表現、表記の適切性

審査体制

大学院担当教員2名以上で行う。

審査方法

論文審査及び最終試験（口述試問）により行う。

<人間科学専攻>

本研究科人間科学専攻における論文の審査については、同専攻のディプロマ・ポリシーに基づ

き、以下の基準により総合的に評価する。

【学修成果の判断基準】

- ①専攻科目について24単位以上の修得
- ②特別研究において必要な研究指導を受ける
- ③修士論文審査及び最終試験

【修士論文の審査基準】

- ①研究目的、理論、研究方法、情報収集・処理の妥当性
- ②論旨の明確性および独創性
- ③論文の統合性および論証の一貫性
- ④研究成果の有意義性
- ⑤構成、形式、表現、表記の適切性

審査体制

大学院担当教員2名以上で行う。

審査方法

論文審査及び最終試験（口述試問）により行う。